「EPA 関税認定アドバイザー」認定のお知らせ

このたび当社通関士が EPA 関税認定アドバイザーとして認定されました。

EPA（経済連携協定）関税認定アドバイザーは、EPA の活用に必要となる関税分類や原産地規則などの専門知識を有する通関士を対象とした認定制度です。
日本通関業連合会が主催する養成講座を受講し、認定試験の合格を得た通関士がアドバイザーとして認定されます。
税関においても活用の促進が案内されています。

当社では本資格の取得を単なる到達点ではなく、荷主様へのご提案力をさらに高めるための一歩と捉えております。
EPA の活用にあたっては適用可能な協定の確認、関税分類の整理、原産地規則への適正な対応など専門的な知識が求められる場面が少なくありません。
当社では、荷主様の課題を丁寧にお伺いし、営業担当者と通関士が密に連携しながら、関税面も含めた最適なサプライチェーン・物流ソリューションをご提案してまいります。
通関実務で培った知見を生かし、EPA の有効活用を通じてお客様の事業成長により一層貢献できるよう努めてまいります。
EPA・関税に関するお悩み、ご相談などがございましたら、どうぞお気軽にお声がけください。

「EPA 関税認定アドバイザー制度」の詳細は税関のホームページでもご覧いただけます。

EPA 関税認定アドバイザー制度：税関 Japan Customs